

第2回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会

開催日時：令和5年8月31日(木) 午後2時から

開催場所：本庁舎2階 大会議室

議題

- (1) 庁内各課ヒアリングの実施結果について (資料1)
- (2) アンケート調査の結果について (資料2—1～2)
- (3) 関係団体ヒアリングの実施結果について (資料3)
- (4) サービス等の見込み量について (資料4)
- (5) 計画の骨子案について (資料5)
- (6) その他

出席者	富島 喜揮 淡河 洋一 藤澤 重樹 小坂 雅洋 津山 京子 香川 光廣 横田 浩基 別府 健二 岩田 美郁 馬場 一起 川田 恵子 森 亮治 三谷 浩二 中西 有彩 大坪 淳子
欠席者	土生 奈加

○事務局 第2回坂出市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定協議会を開催いたします。本日は委員の皆さんにおかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日、土生委員におかれましては所用により欠席と伺っております。また、大坪委員におかれましては所用により途中で退席されるということですので、ご了承をお願いします。また、富家委員におかれましては、一身上の都合によりまして7月31日付で委員を辞退されましたのでご報告いたします。なお、健康福祉部長は次の会がございますので、定刻になりますと、途中で退席いたしますのでご了承ください。

これからの議事進行につきましては、富島会長にお願いいたします。

○会長 改めまして皆さん、よろしく申し上げます。設置要綱に基づきまして、議長を務めます。会議がスムーズに進行しますよう委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に入ります。「議題1 庁内各課ヒアリングの実施結果について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 【資料1説明】

○会長 事務局からの資料1についての説明がありましたが、何か質問はございませんか。

○委員 「8 安全・安心な生活環境の整備」の「(4) 防災対策の推進」について、避難所は小・中学校の体育館等が多くなりますが、そういうところは障がい者は避難してもゆっくりできないです。色々な障がいがあるので、トイレの設備、休憩する設備、介助してくれる設備等の問題が出てきます。コロナの時にあったように、ホテルを借り上げて、そこに待機してもらおうといった対策ができないでしょうか。

○事務局 災害という非常時において、インフラ設備等がない中、特に障がいのある方については、過酷な環境になるということは想定されると思います。避難所に行く前に避難ができるのかという問題もあるので、地域とのつながり、地元の力が大切になってくると思います。身体障がいに関わらず様々な特性がある中で、そのすべての方が1か所に集まるということが想定されますが、緊急時における合理的配慮がどこまで適応されるのかといったことも重要になります。すぐに回答が出せる問題ではありませんが、検討すべき課題であると認識しております。

○委員 災害もいろいろあります。余所の市町では頑丈なビルの建物の会社と提携して、そこを避難場所にするというようなことをニュースで見たような気がします。坂出市ではそのようなことを検討していますか。

○事務局 災害時の協定という話になると思います。そういったインフラが各地域にあるのかどうか、事前計画が必要になってくると思います。

○委員 前もって準備をされておれば、被害が少なくなると思いますので、ぜひ検討を進めていただけたらと思います。

○委員 旧市内においては標高が低いということで、南海トラフの津波の想定では、大半

が被害に遭うそうです。障がい者の避難においては、歩いていける状態の人と車椅子を使用する人では状況に応じて判断が変わってくると思います。自治会としてもそういう状況になった場合、ヘルプする時には色々な情報がないとヘルプすることは難しいです。坂出市がどういうところまで考えられて、下の組織に伝達するのか、インフラをどうするのか、明確にする必要があります。

○事務局 ここに障がい者が住んでいるというような個人情報を、平常時は行政側から教えられない現状がありますが、非常に特殊な事情が絡んできたら、そういうことも言っていられない事態にもなりかねないと思います。そういったことを念頭に置きながら、方針を固めていくべきだと思います。

○委員 個人情報をどこまで出すかというのは難しい問題だと思います。しかし、災害が起きた時に情報をシークレットにされて、それでも助けないといけないということになったら難しいと思います。オープンする時はオープンにする必要があります。個人情報を守ることばかり考えて、人命を放ったらかしにするわけにはいかないと思います。

常にオープンにする必要はないけど、災害の時には地域にどういう人がいるのか把握できるようにしないと手助けはできないということを念頭に置いてほしいと思います。

○会長 東日本大震災の後、大学で救済にあたった方に講演に来てもらったことがあり、大きな災害があった時に、一番最初に被害があうのが障がいのある方と書いていました。委員が言われることは真剣に考えなければならないと思いますので、今後の計画のところで、継続となっていますけれども見直しということで考えてもらって、障がい者の状況の確認の方法も検討してほしいと思います。

大学で盲の学生がいて、卒業論文で避難所のことを書いていました。「避難所トイレはこちらです。」とか、何か案内をする時に紙に書いて張るのが読めないということでした。読めない人に対して、盲の人に対する対策がほぼないと言っていました。

危機管理課との調整の中で、そういうのが出ているんならいいですが、ないようなら目の見えない方への情報提供も考えてもらえたらと思います。

○事務局 関係各課にもご意見をお伝えして、今後検討してまいります。

○委員 「1 理解と交流の促進」の「(2) 交流・ふれあいの居場所づくり」の①、②の実施状況に「令和4年度より小・中学校へ聴覚障がいや視覚障がいについての出前講座を行っている」と書かれていますが、知的障がい、精神障がい、発達障がいや他の障がいの理解についての出前講座もあつたらいいと思いましたので、もしよければ見直しに入れていただけたらと思います。

わかたけでもピアサポーターさんがおられますので、出前講座みたいな形で研修をさせていただくことがあります。ご協力できる場所があると思いますので、またよろしく願いいたします。

○事務局 精神障がいや知的障がいを成長過程で学んでいくということは重要だと思います

ので、今後検討してまいります。

○会長 他にございますか。それでは続きまして「議題2 アンケート調査の結果について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 【資料2-1～2説明】

○会長 何か質問はございませんか。

○委員 アンケートを一通り読ませていただいて、障がいのある人が家族にいる場合などは、障がいに対する理解があることが多いですが、そうでない場合は理解がないことが多いです。会社でも一緒に、どうしても即戦力を採用したいので、障がいで休みが多い人や勤務時間が短い人より戦力になるような人を雇いたいと考えます。その現実はわかります。私たちや社会福祉協議会、また市全体で福祉や障がいに関心を持ってもらうようにしていくのが私たちの務めでもあり、行政の務めでもあると思います。

○事務局 おっしゃられるとおり、身内の方で障がいのある方がいらっしゃるか、全く普段から障がいのある方と関わっていない方では関心度が全く違うというのは往々にしてあると思います。

障害者差別解消法が来年の4月から改正され、事業者に合理的配慮を求めるのが義務化されていくというところではございます。そういった中で、雇用の際などに、社会的障壁を取り除かれた状態で、事業者の方がフラットな目で各個人の能力を判断するといったことを啓発するのは行政の仕事と思っております。

○委員 障害者差別解消法は罰則がありません。せっかく法律ができたんだったら、罰金や罰則を付けてもらいたいです。私たちも陳情しますが、市の方からも働きかけしてもらいたいです。

○会長 とても貴重な意見ですが、今日は坂出市の障がい者福祉計画・障がい福祉計画の中間の確認の場なので、陳情めいた内容は坂出市も答えにくいと思います。お気持ちはわかるんですけども、坂出市の福祉計画が充実するようという考えのもとに、ご意見を取捨選択して言ってもらった方がよろしいと思います。ご協力お願いいたします。

続きまして、「議題3 関係団体ヒアリングの実施結果について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 【資料3説明】

○会長 事務局からの説明に対する質問はありますか。基本的なことの確認なんですけれども、これは関係団体からヒアリングして、こういう結果がありましたという報告なのか、これを生かして何かしたいので意見をくれということで考えていいのか。どちらのスタンスなのかを確認したいです。

○事務局 今回のヒアリングに関しましては、現状の団体様の活動の確認や課題を把握することが第一義的にあります。もちろんその中で、今後の計画策定に生かせるようなご意見がありましたら承りたいです。

○会長 関係団体の代表も来ていますので、何か市に協力できるような意見がありましたらお願いします。

○委員 坂出市身体障がい者団体連合会は、先人の方が努力されて 12 校区に各分会として、住民分会を作られて、坂出市の連合会を結成しております。おかげで会員の方に負担が少なく、参加事業は多く、お互いがコミュニケーションを取っています。また、坂出市と社会福祉協議会から支援をしていただいています。手をつなぐ育成会、精神障害者家族会、発達障がい児親の会は、社会福祉協議会からの援助があるのか、また親の会ということで親の方が負担されて運営されているのかお聞きしたいです。

○会長 各団体の情報交換なら、市か社会福祉協議会に別途お願いして、交流の場を持ってもらうということをお願いされた方が、この場よりも適切じゃないかと思います。

○事務局 はい。検討します。

○会長 他にありますか。続いて「議題 4 サービス等の見込量について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 【資料 4 説明】

○会長 何か質問はありますか。続いて「議題 5 計画の骨子案について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 【資料 5 説明】

○会長 何か質問はありますか。骨子の説明なんですけれども、今日意見を聞いたら、次に集まるときには、この意見を反映することもあるということでしょうか。

○事務局 はい。各委員の意見を反映しながら、計画策定に活かせる部分につきましては反映させていただきたいと思います。

○委員 私がさっき言った各団体の交流の場を作っていただけるということでしょうか。

○事務局 先ほどの団体同士の交流の場を設けるというところになります。やり方はいろいろあると思います。もちろん、お互いの団体の情報共有を行うということは非常にいいことだと思います。今ここではっきりとした返答はできないですが、そういった機会を設けるということは、今後調整していきたいと思います。

○委員 基本目標(3)地域福祉の推進に、今おっしゃったようなことが書いてあります。「民生児童委員、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会等の福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し～」となっているので、ふくし課としても、これをベースにした取組は念頭にあるという解釈でいいですか。

○会長 ちょっといいですか。これは中間見直しの福祉計画なので、制度設計になります。どういうふうにするかということは計画として載せますが、今ここでしますと言ったら、計画を飛び越えた話になりますので、考えてもらわなければいけないと思います。

もう 1 つ、当事者団体の交流の場というのは、今言った関係機関との連携を持つことと違って、当事者団体のサポートとはまた別で考えるべきだろうと思っています。だから実

現できるような計画を載せてもらいたいと思うのと、もう一つ、どうも当事者のことが中心になってきていると思いました。よく考えてみると、精神障がい者の家族というのも、社会的な偏見の対象になるというところで、身体障がいの方とは違ったしんどさもあったりします。団体の交流の場と連動するかわかりませんが、福祉計画の中に、障がい者当事者と共に暮らす家族の方も当事者として捉えて、広く家族の支援や取組をするという項目も別個にあってもいいのかなと思いました。市が意識して、障がいのある人本人だけじゃなくて、家族も支援するというような項目もあってもいいのかなと思いました。

○委員 社協としては現状で言うと、手をつなぐ育成会、発達障がい児親の会は、時々一緒に活動したりして、交流が元々ある状態です。どちらも社協の方で定期的な会を行っておられます。私ども社協は手をつなぐ育成会の運営をお手伝いさせていただいています。身体障がい者団体連合会についても、事務局を社協が行っています。

どういったことを集まって話したいかと、日程さえ合えば、いずれもできる状態にはあります。何か両方を取りまとめるみたいな話なのか、単純な情報交換をしたいということなのか、そういった趣旨や目的さえわかれば、日程を合わせるだけだと思います。

○会長 行政としても、そういう社協の取組に対して、公的な立場で支援するという形になりますか。

○事務局 現状ではそういった場は作れていないというのが事実なので、団体レベルベースでやるのか、市の方が呼びかけるのかということも含めて考えていけたらと思います。

○委員 どこも悩みを持っていて、その悩みを誰かに相談できたら一番いいんですけど、家庭のプライドとか面子とか、色々なしがらみで誰にでも相談できないというところはあると思います。同じ痛みを持った障がい者家族同士で、こういうことで困っているんだというようなことを話し合えたら、情報交換にもなるし、悩みの解消にもなると思います。すぐにできるようなことではないかなと思いますので、ぜひ実現していただけたらと思います。

○会長 委員の意見をよく汲み取って、計画に反映してもらえればと思います。以上で今日の議題は終わりましたので、事務局にお返しします。

○事務局 事務局から、次回の日程についてお伝えいたします。10月26日の午後2時から、本庁舎3階中会議室で開催します。時期が近づきましたら、案内文を送らせていただきますので、ご確認のほどお願いいたします。

○会長 あと策定協議会は今日を含めて残り3回となりますが、委員の中でいっておきたいことはないですか。

○委員 資料5の10ページ目に、(6)安全・安心な生活環境の整備の⑤救急・交通安全対策の推進というのがありますけれども、この救急というのは救急医療のことですか。

○事務局 はい。前回の計画の中では119番の登録制度について触れている状況です。医療関係の救急に関する項目であることは間違いありません。

○委員 今、県の医師会が K-MIX R BASIC という、過去 2 か月以上前の医療情報がわかるようなカードを普及させています。ぜひそのことに触れていただきたいです。マイナンバーカードで、自分の医療情報を見れるというのを聞いたことあると思うんですが、その先駆けです。マイナンバーカードでもいいんですけども、もうちょっと簡単にできます。少なくとも坂出市内の医師会系の医療機関であれば、大きい病院も含めて、過去の情報というのがわかっているんです。病名とかお薬のこととか、どんな手術を受けたですとか。直近で 2 か月前のものになります。非常に有益な手段ですので、そのことにもちょっと触れていただきたいです。

もう 1 点はブルーカードというのを坂出市医師会で作っています。これも自分の医療情報がわかるのと、もう 1 つ大事なものは、最近延命治療は嫌という方もいらっしゃいますよね。そこを明らかにする項目があります。この 2 つはぜひ触れていただきたいと思います。

○事務局 情報提供ありがとうございました。

○会長 ほかにご意見はないですか。

○委員 次回の 10 月 26 日に、骨子案の内容の細かいところを検討していくということになるのでしょうか。

○事務局 ほぼ出来上がりというような状態のものをお作りしまして、その中身を審議していただくというような会になります。

○委員 骨子案はアバウトな感じで書かれているじゃないですか。具体的な形で内容が記載されるということですか。

○事務局 先ほどのお話にもありましたように、計画があって、具体的な事業が決まっていくということになります。指針というのはアバウトな形にはなると思います。計画の段階でありますので、具体的な事業名にしても予算化も何もされていない段階ですので、既存の事業名を出していくような形になると思います。ただ、団体同士の活動、交流の場を作るような事業などは今後やっていけないのではないかとこのところで考えております。

○会長 これは指針とか方向性を示すものだと考えた方がいいと思います。具体的な活動の元になるものを示すものですから、具体的な新規事業を議論することとちょっと分けた方がいいと思います。

○事務局 計画は羅針盤と言いますか、方向性を定めるものになります。

○委員 それでやっていることが、この資料 1 のところということですよ。

○事務局 はい。

○委員 ここはもう変わらなくやっていくということで、事業内容に具体的な事を何か付け足したり、意見を出すところではないので、できないということですか。

○会長 計画とは方針を示すものであって、具体的なことを示すものではないということ。理解された方がいいと思います。

○委員 わかりました。

○会長 ほかに意見はありませんか。ないようでしたら閉会とします。皆さん、お疲れ様でした。

○事務局 富島先生、ありがとうございました。本日は貴重なご意見ありがとうございました。今回いただいたご意見を、次回の策定委員会に反映させていきたいと考えております。次回10月26日を予定しておりますけれども、それまでまたご意見等ありましたら、事務局までご連絡ください。長時間にわたり、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。